

令和5年（行ウ）第7号 「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作 外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証拠意見書 3

令和7年6月3日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人

弁護士 中山修



同復代理人

弁護士 今崎光



同復代理人

弁護士 横澤秀明



原告らの令和7年5月30日付証拠申出書に対し、次のとおり、被告の意見を述べる。

第1 意見の趣旨

原告らが申し出た証人ら（村岡嗣政知事、津田勉宮司、及び稲正樹・元教授）について、いずれも尋問を行う必要はない。

第2 理由

1 令和6年10月1日付証拠意見書、及び令和6年12月16日付証拠意見書

2で、被告の証拠意見はおおよそ主張した。そして、原告らの令和7年5月30日付証拠意見書を踏まえて、さらに被告の証拠意見を補足する。

2 村岡知事について

令和6年12月16日付証拠意見書2で意見したとおり、村岡知事は、県議会において、本件参拝の経緯や目的について、戦没者及び遺族への弔意、哀悼の意を表するためだと、明確に答弁している（甲19号証の2）。これを超えて尋問までする必要はない。

3 宮司について

- （1）原告らは、山口県護国神社の教義や、慰霊大祭、玉串拝礼の意義を明らかにするために、主催者である宮司の証言を得る必要がある旨主張する。
- （2）被告第4準備書面2頁のとおり、憲法において禁止されている宗教的活動に当たるか否かは、国や地方公共団体が行う行為（本件では知事らの行為）がその目的、効果にかんがみていかなる意味を有するか等によって判断される。行事の主催者側である山口県護国神社にとっての本来的意義がいかなるものであるかを究明することによって決せられるわけではない（最判解平成14年度558頁及び判例タイムズ1330号82頁の解説文参照。）。)
- （3）これを超えて、宮司を尋問することは、山口県護国神社の教義や、慰霊大祭、玉串拝礼の宗教学的意義に立ち入る問題である。そのため、尋問すべきでない。

4 稲・元教授について

稲・元教授の意見書（甲18号証）は、政教分離や本件への当てはめについて、法的見解を述べるものであるから、法的評価に参考するにしても、尋問する必要はない。そして、当然のことながら、稲・元教授は本件参拝を目

撃しているわけでもないから、事実関係を聞く必要もない。

また、稲・元教授が岩手靖国参拝違憲訴訟に関わったことは、本件とは無関係である。

以上